

経済産業省告示第二百七十八号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定に基づき、太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準を次のように定める。

平成二十一年八月三十一日

経済産業大臣 二階 俊博

## 太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第7項に規定する特定エネルギー供給事業者である電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）は、非化石エネルギー源の利用の重要性にかんがみ、再生可能エネルギー源としての太陽光の利用を図るための一つの取組として、太陽光発電設備により太陽光を変換して得られる電気（以下「太陽光発電による電気」という。）の調達を行うことが重要である。

そのため、一般電気事業者は、次に掲げる要領にしたがって、太陽光発電による電気（一般電気事業者及び電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者（以下単に「特定規模電気事業者」という。）の需要家が設置した太陽光発電設備（発電能力が500kW以上のもの、発電事業目的で設置されたもの及び昼間の電力消費が一年間を通じてほとんどなく、又は昼間の電力消費がある時期が限られている施設又は設備（以下「施設等」という。）に設置されたものを除く。以下同じ。）によるものに限る。以下同じ。）のうち、余剰電力（太陽光発電による電気のうち、当該太陽光発電設備が設置された施設等において消費された電気を除いた部分であって、かつ、当該太陽光発電設備が設置された施設等に接続されている一般電気事業者が維持・運用する配電線に逆流した部分をいう。以下同じ。）の調達（以下「太陽光電力買取」という。）を行うこととする。

この際、太陽光電力買取は、調達可能な余剰電力量の全てについて実施することを目標とする。

### (1) 住宅用太陽光発電設備に係る太陽光電力買取

太陽光発電設備の発電能力が10kW未満のもの

) 単価

太陽光電力買取の単価は、当該太陽光発電設備の設置に要する費用の水準を前提に、太陽光発電設備の設置者（以下単に「設置者」という。）を過度に利することがなく、かつ、太陽光電力買取に要した費用を転嫁される（注）電気の需要家に過度の負担となることのないような期間で設置に要する費用を回収でき、かつ、全体として現在の相対契約による価格に比して高い水準であることにより、我が国における太陽光電力買取の可能性を増大させるとともに、太陽光電力買取に要した費用を電気の需要家に電気の供給の対価として適切に転嫁することができるような単価（表1参照）とすること。

表 1

| 太陽光電力買取の契約申込み時期    | 単価       |
|--------------------|----------|
| 平成 22 年 3 月 31 日まで | 48 円/kWh |

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備その他の当該施設等に電気を供給する設備（以下「自家発電設備等」という。）が設置されている場合については、当該自家発電設備等による電気の供給量が余剰電力の量に与える影響を勘案した単価（表 2 参照）とすること。

表 2

| 太陽光電力買取の契約申込み時期    | 単価       |
|--------------------|----------|
| 平成 22 年 3 月 31 日まで | 39 円/kWh |

）期間

太陽光電力買取を行う期間は、我が国における太陽光電力買取の可能性を増大させる観点及び設置者を過度に利することがなく、かつ、太陽光電力買取に要した費用を転嫁される電気の需要家に過度の負担となることのないような期間とする観点から、現に太陽光発電設備の設置に要する費用の回収期間として実現可能な早期の期間を踏まえ、太陽光電力買取のための受給開始日から 10 年間とすること。

太陽光発電設備の発電能力が 10kW 以上のもの

）単価

）に準じた単価（表 3 参照）とすること。

表 3

| 太陽光電力買取の契約申込み時期    | 単価       |
|--------------------|----------|
| 平成 22 年 3 月 31 日まで | 24 円/kWh |

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備等が設置されている場合については、（ ）ただし書に準じた単価（表 4 参照）とすること。

表 4

| 太陽光電力買取の契約申込み時期    | 単価       |
|--------------------|----------|
| 平成 22 年 3 月 31 日まで | 20 円/kWh |

）期間

）に準じた期間（10 年間）とすること。

（ 2 ）非住宅用太陽光発電設備に係る太陽光電力買取

）単価

（ 1 ）（ ）に準じた単価（表 5 参照）とすること。

表 5

| 太陽光電力買取の契約申込み時期    | 単価       |
|--------------------|----------|
| 平成 22 年 3 月 31 日まで | 24 円/kWh |

ただし、当該太陽光発電設備が設置された施設等において、自家発電設備等が設置されている場合については、( 1 ) ( 2 ) ただし書に準じた単価(表 6 参照)とすること。

表 6

| 太陽光電力買取の契約申込み時期    | 単価       |
|--------------------|----------|
| 平成 22 年 3 月 31 日まで | 20 円/kWh |

) 期間

( 1 ) ( 2 ) に準じた期間(10 年間)とすること。

### ( 3 ) 付随する取組

一般電気事業者は、上記要領にしたがった太陽光電力買取に係る契約条件についてパンフレット、インターネットその他の方法により適切な周知を図ること。

### ( 注 ) 太陽光電力買取に要した費用の適切な転嫁のあり方

( 1 ) 及び( 2 ) の要領にしたがって行う太陽光電力買取については、太陽光電力買取に要した費用が、一般電気事業者及び特定規模電気事業者の全需要家に対して、電気の供給の対価を構成する要素として適正に転嫁されることが前提となる。その基本的な考え方は次のとおりである。

太陽光電力買取に要した費用の総額(以下「買取総額」という。)から、太陽光電力買取による一般電気事業者の回避可能費用(太陽光電力買取により一般電気事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少したことによって一般電気事業者が支出することを免れる費用をいう。以下同じ。)を差し引いた額を転嫁すること。

電気の需要家及び一般電気事業者の間における負担の過不足を生じさせないため、買取総額は、実績値に基づくこと。

電気の供給の対価を構成する要素として、需要家が公平かつ確実に負担するため、一般電気事業者ごとに転嫁の単価は単一とし、転嫁する額は各電気の需要家の使用電力量に応じた額とすること。

転嫁の単価に係る季節による変動の平準化等のため、買取総額の集計期間及び転嫁の単価の設定期間は 1 年とすること。

こうした考え方にに基づき、当年度における転嫁の単価は、当年度分の転嫁による収入に係る法人事業税等相当額を加味しつつ、次の算式により算出した額に、消費税等相当額を加えた額とすることを基本とする。

前年における買取総額 - 前年における回避可能費用

---

当年度における想定総需要電力量

なお、当年度における転嫁の単価については、前年における買取総額が実績値に基づくこと等、その算定のために必要な数値が変動するものであることにかんがみ、毎年度、転嫁の実施に先立って、その算定のために必要な数値が確定し次第、可能な限り速やかに具体的な単価を設定するものとする。

また、各電気の需要家に転嫁する額は、次の算式により算出した額とする。

当年度における転嫁の単価 × 当該需要家の使用電力量

附 則

この告示は、平成二十一年十一月一日から適用する。